公募型プロポーザル実施の公示

2026 年 11 月 25 日

一般財団法人関西観光本部

次のとおり、公募型プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

１．事業概要

（１）事業の名称

令和８年度万博レガシー事業

「 Beyond Osaka Kyoto 関西広域滞在促進事業（海外事業）」シンガポールプロモーション事業

（商談会開催およびセールスコール実施）に関わる事業（以下、「本事業」という。）

（２）事業の目的

昨年度開催された大阪・関西万博により KANSAI（関西）の認知度が向上した中で、万博レガシーを継承しつつ、関西広域全体への訪日旅行需要の促進・拡大を図ることを目的に本事業を実施する。

（３）事業の概要

①シンガポールおける訪日旅行会社と日本側観光事業者等による商談会

②シンガポールにおけるセールスコール

※ 詳細は添付の仕様書に記載

（４）委託金額の上限

５，４１９，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む）

２．参加資格要件

（１）破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。

（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する「暴力団」に該当しないほか、第 32 条第１項各号に掲げる者に該当しないこと。

（３） 過去に本事業と同規模又は同趣旨の事業の実績があること。

３．手続等

（１）担当部局

〒530-0005 大阪市北区中之島２丁目２番２号 大阪中之島ビル７階

一般財団法人関西観光本部　プロモーション部　担当：山田

メールアドレス：ktb-promotion@kansai.or.jp

（２）応募期間、及び応募方法

ア　応募期間：2026年11月25日（水）～2026年12月9日（水）12：00まで

イ　応募方法：全書類を下記URLよりダウンロードし、応募申込書は電子メールにて上記（１）に提出のこと。

募集要領 https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/11/02_（募集要領）シンガポール商談会事業.pdf

仕様書 https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/11/03_（仕様書）シンガポール事業.pdf

評価要領 https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/11/04_（評価要領）シンガポール商談会事業.pdf

評価基準 https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/11/05_（評価基準）シンガポール商談会事業.pdf

様式 1～5　https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2026/11/06_様式１～５提案書式.pdf

※応募申込書は上記期限内の到着分を有効とする。

（３）企画提案書の提出期限、提出先及び方法

2026 年 12 月 9 日（水）12：00 までに電子メールにて提出のこと。

提出先は上記（１）に同じ。
募集要領に基づき正本１部（社名あり）・副本１部（社名なし）提出のこと。
※上記提出期限は、データ送付期限を指す。

（４）質疑の受付期間
2026 年 12 月 2 日（水）17：00 まで　※メールでのみ受付
（件名に「シンガポール商談会事業に関する質問」と付記）
質疑のあった事業者への直接回答、並びに当本部 HP にて順次全て掲載し、閲覧に供する。
閲覧場所 URL：https://kansai.or.jp/notice.html

（５）説明会の日時及び場所等
説明会は行わない。

（６）企画提案に関するプレゼンテーションの日時
文書審査のみとし、プレゼンテーションは行わない。

４．その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨　：　日本語及び日本国通貨に限る。

（２）関連情報を入手するための照会窓口　：　上記３．（１）に同じ。

（３）企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

（４）選定委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

（５）提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。

（６）特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

（７）企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、公表の翌日から 1 年間は公表することとする。
①相手方を決定した日
②候補者の名称
③評価基準
④参加者名称（候補者を含む）
⑤審査結果（評価項目ごとの選定委員の評価点の合計）
※参加者（候補者を含む）の名称は五十音順で表記し、審査結果は総合点の点数順で表記する。
※参加者が２者の場合、次点者の得点は公表しない。
※審査結果は、参加者の名称が特定されないように記載する。

（８）事業の詳細は募集要領による。

以上